

袋井市家具等転倒防止器具取付支援事業実施要綱（内規）

第1 目的

この要綱は、住宅内の家具等の固定を推進することにより、地震による転倒の被害を防止又は軽減することを目的とする。

第2 定義

この要綱で「家具等」とは、居住している住宅の中に設置されているタンス・食器棚・テーブル・冷蔵庫・テレビ等で転倒することにより、生命の危険又は傷害を及ぼす可能性のあるものをいう。

第3 対象世帯

袋井市に住所を有する世帯とする。

第4 固定作業実施者

(1) 転倒防止器具の取付は、次のいずれかに該当する者が勤務する事業所（個人事業主を含む）に委託して実施する。

ア 建築士（1級、2級又は木造）の資格を有する者

イ 建築施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する者

ウ 建築技能大工士（1級、2級又は3級）の資格を有する者

エ 建築工事の実務経験を5年以上有する者

(2) 委託を受けようとする者は、別に定める事業者届出書を市に提出する。

(3) 市は届出書を審査し、適当と認める場合は契約を締結する。

第5 申請手続

固定作業を受けようとする世帯は、家具等転倒防止器具取付支援申請書を市に提出する。

第6 優先順位

申請者が多い場合は、高齢者世帯・障害者世帯・母子家庭・地域の想定震度等を考慮し、順位を決定する。

第7 実施世帯の費用負担

固定作業に係る費用は、対象事業費の約6分の1とする。但し、費用の基準は、別に定める。

第8 委託業務の内容

- (1) 家具等の固定は、2台から6台までとする。(1台のみは実施しない)
- (2) 固定作業は、市が給付した器具を用い、ビス、固定ベルト等を使用する。
- (3) 固定作業のみ実施し、家屋の柱、壁、床等の補強は委託業務に含まない。
- (4) 事業完了後の移動や固定器具の取り外しは行わない。
- (5) 固定の基準は、別に定める。

第9 固定作業完了の確認

申請者は、固定作業に立ち会い、固定作業完了を確認すること。

第10 報告

本事業を実施した事業者は、固定作業完了後、家庭内家具等固定作業完了報告書により委託事業の完了を、市長に報告する。

第11 免責

この事業は、地震災害時の家具等の転倒防止を完全に防止するものではなく、被害が発生しても袋井市及び受託者はその損害責任を負わないものとする。

第12 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。